

香川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

香川県知事 浜 恵 造

香川県規則第75号

香川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

香川県青少年保護育成条例施行規則（昭和27年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第14条 略	第14条 略
<p>第15条 条例第17条の4第1項に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1) 青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。</p> <p>(2) 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっておりフィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。</p> <p>(3) 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することができないようすること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として知事が定めるもの</p>	
2 条例第17条の4第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
(1) 申出年月日 (2) 保護者の氏名及び電話番号	
3 条例第17条の4第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
(1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずること。	
(2) 青少年が携帯電話端末又はPHS端末からインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。	

(3) 携帯電話インターネット事業者が提供するフィルタリングサービスの内容

(4) 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときには、第1項各号に掲げるいずれかの理由が必要であること及び条例第17条の4第1項に規定する書面の提出が必要であること。

4 条例第17条の4第4項に規定する規則で定める日は、青少年携帯電話インターネット契約に係る青少年が満18歳に達する日とする。

5 条例第17条の4第4項に規定する規則で定める事項は、第1項各号に掲げる理由及び第2項各号に掲げる事項とする。

第16条 条例第17条の5第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の知事が適當と認める方法により行い、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 勘告の内容

(3) 公表の理由

(4) その他知事が必要と認める事項

第17条 略

第8号様式（第17条関係）

第15条 略

第8号様式（第15条関係）

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。